

[特別養護老人ホーム]利用料金表

社会福祉法人天寿園会①特多
令和6年12月1日改定

【多床室】①②③④⑤を合計し、1ヶ月の目安にしてください。(本表は自己負担割合が1割と2割と3割の方の例)

①基本料金

<負担割合1割の方>				<負担割合2割の方>				<負担割合3割の方>			
要介護区分	単位数	自己負担額	1ヶ月(30日)の 自己負担(1割)	自己負担額	1ヶ月(30日)の 自己負担(2割)	自己負担額	1ヶ月(30日)の 自己負担(3割)				
		(1日)			(1日)						
要介護1	589	632円	18,960円	1,263円	37,890円	1,895円	56,850円				
要介護2	659	707円	21,210円	1,413円	42,390円	2,120円	63,600円				
要介護3	732	785円	23,550円	1,570円	47,100円	2,355円	70,650円				
要介護4	802	860円	25,800円	1,720円	51,600円	2,580円	77,400円				
要介護5	871	934円	28,020円	1,868円	56,040円	2,802円	84,060円				

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された割合に合わせて、ご利用者様の負担額を変更致します。

* 町田市は地域区分が2級地ですので、1単位は10.72円になります。

②その他の加算

項目	加算内容	単位数	自己負担(1日)			自己負担(1ヶ月)		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
初期加算	入所後30日間。入院後再入所した場合も同様。	30	33円	65円	97円	-		
外泊時費用	1ヶ月に6日を限度。入院・外泊等の初日と最終日を除く。	246	264円	528円	792円	-		
療養食加算	医師の指示による食事の提供した場合。(1日/3回まで)	6	7円	13円	20円	-		
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が医師・看護師と共同して栄養ケア計画を作成し、状況に応じた食事を提供。また、厚生労働省への情報を提出。	11	12円	24円	36円	-		
経口移行加算	医師の指示により経管栄養から経口摂取への取り組み。	28	31円	61円	91円	-		
経口維持加算 I	医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象として、経口維持計画を作成し、栄養管理を実施した場合。	400	-			429円	858円	1,287円
経口維持加算 II	経口維持加算 I を算定し、食事の観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。	100	-			108円	215円	322円
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合。	400	-			429円	858円	1,287円
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断し、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供す	70	-			76円	151円	226円
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 (入所時に1回のみ)	20	-			22円	43円	65円
褥瘡マネジメント加算 I	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合。また、評価結果について厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報等を活用する。	3	-			4円	7円	10円
褥瘡マネジメント加算 II	上記加算(I)の要件を満たし、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと。	13	-			14円	28円	42円
排せつ支援加算 I	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師や看護師が施設入所時に評価し、評価結果について厚生労働省に提出し、排泄支援に情報を活用する。評価結果に基づき、多職種が共同して支援計画を作成、定期的な見直しを行なう。	10	-			11円	22円	33円
排せつ支援加算 II	上記加算(I)の要件を満たし、適切な対応を行うことにより排泄状況が改善するとともに、悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善していること。	15	-			17円	33円	49円
排せつ支援加算 III	上記加算(I)の要件を満たし、適切な対応を行うことにより排泄状況が改善するとともに、悪化がない、かつおむつ使用から使用なしに改善していること。	20	-			22円	43円	65円
口腔衛生管理加算 I	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年2回以上行っている場合。歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。	90	-			97円	193円	290円
口腔衛生管理加算 II	上記加算(I)の要件に加え、厚生労働省に情報を提出し、口腔衛生等の管理の実施にあたり、適切かつ有効な情報を活用していること。	110	-			118円	236円	354円
精神科医療養指導加算	認知症である入所者が1/3を占めている施設において、精神科医による定期的な療養指導を月2回以上実施	5	6円	11円	17円	-		
看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師を1名以上配置。入居定員が31人以上51人未満。	6	7円	13円	20円	-		
看護体制加算(Ⅱ)イ	上記を(Ⅰ)イを満たし、更に必要数に1を加えた数以上の看護職員を配置し、24時間連絡取れる体制が確保されている場合。	13	14円	28円	42円	-		
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	夜勤時間帯(18時～翌10時)における一日平均夜勤職員数が基準数に1を加えた数以上の配置となっている場合。	22	24円	48円	71円	-		
看取り介護加算(Ⅰ)1	看取り介護を希望される場合:死亡日以前31日以上45日以下。	72	78円	155円	232円	-		
看取り介護加算(Ⅰ)2	看取り介護を希望される場合:死亡日以前4日以上30日以下。	144	155円	309円	464円	-		
看取り介護加算(Ⅰ)3	看取り介護を希望される場合:死亡日の前日及び前々日。	680	729円	1,458円	2,187円	-		
看取り介護加算(Ⅰ)4	看取り介護を希望される場合:死亡日。	1280	1,373円	2,745円	4,117円	-		
個別機能訓練加算 I	機能訓練指導員が個別に機能訓練計画書を作成し、身体機能の維持・向上をはかる。	12	13円	26円	39円	-		
個別機能訓練加算 II	上記加算(I)の要件に加え、厚生労働省に情報を提出し、機能訓練の実施にあたり、適切かつ有効な情報を活用していること。	20	-			22円	43円	65円
個別機能訓練加算 III	個別機能訓練加算(Ⅱ)、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。	20	-			22円	43円	65円
ADL維持等加算 I	入所者の自立支援・重度化防止につながるサービスの提供を事業者へ促す。入所者の要介護度の維持・改善に着目し、評価を行い、その結果を厚生労働省に提出する。	30	-			33円	65円	97円
ADL維持等加算 II	上記加算(I)の要件を満たし、評価対象利用者の評価がより高い場合。	60	-			65円	129円	193円
生活機能向上連携加算 I	理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画書を作成等すること。	100	-			108円	215円	322円
生活機能向上連携加算 II 1	理学療法士等や医師が訪問して行う場合。	200	-			215円	429円	644円
生活機能向上連携加算 II 2	上記加算(Ⅱ)で、個別機能訓練加算を算定している場合。	100	-			108円	215円	322円
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、定期的に見直しを行う。多職種が共同して自立支援の支援計画を策定し、ケアを実施。医学的評価結果を厚生労働省に提出し、情報を活用する。	280	-			301円	601円	901円

項目	加算内容	単位数	自己負担(1日)			自己負担(1ヶ月)		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
科学的介護推進体制加算Ⅰ	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に基本的な情報を厚生労働省に提出していること。	40	—	43円	86円	129円		
科学的介護推進体制加算Ⅱ	上記加算(Ⅰ)の要件に加え、疾病の状況等を厚生労働省に情報を提出し、適切かつ有効な情報を活用していること。	50	—	54円	108円	161円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所後7日に限る。	200	215円	429円	644円	—		
在宅復帰支援機能加算	在宅へ戻られる場合。	10	11円	22円	33円	—		
在宅・入所相互利用加算	在宅・施設の計画的利用。	40	43円	86円	129円	—		
退所前訪問相談援助加算	入所中1回(又は2回)を限度。	460	494円	987円	1,480円	—		
退所後訪問相談援助加算	退所後1回を限度。	460	494円	987円	1,480円	—		
退所時相談援助加算	入居者及びその家族に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合。	400	429円	858円	1,287円	—		
退所前連携加算	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。	500	536円	1,072円	1,608円	—		
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人に限り算定する。	250	—	268円	536円	804円		
協力医療機関連携加算Ⅰ	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。(①)～③の要件を満たす場合	100	—	108円	215円	322円		
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合	594	—	637円	1,274円	1,911円		
高齢者等感染対策向上加算Ⅰ	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。	10	—	11円	22円	33円		
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、継続する5日を限度として算定する。	240	—	258円	515円	772円		
生産性向上推進体制加算Ⅰ	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。	100	—	108円	215円	322円		
サービス提供体制加算Ⅰ	①介護福祉士80%以上②勤続10年以上介護福祉士35%以上③サービスの質の向上に資する取組を実施していること。いずれかに該当すること。	22	24円	48円	71円	—		
サービス提供体制加算Ⅱ	介護福祉士60%以上	18	20円	39円	58円	—		
サービス提供体制加算Ⅲ	①介護福祉士50%以上②常勤職員75%以上③勤続7年以上30%以上。いずれかに該当すること。	6	7円	13円	20円	—		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス利用総単位数の1000分の140に相当する単位数。							
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	サービス利用総単位数の1000分の136に相当する単位数。							
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	サービス利用総単位数の1000分の113に相当する単位数。							
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	サービス利用総単位数の1000分の90に相当する単位数。							

※ 町田市は地域区分が2級地ですので、1単位は10.72円になります。

③居住費・食費

対象者	預貯金等	段階	1日居住費	1日食費	居住費+食費(30日あたり)
市町村民税 非課税世帯	・第4段階の条件に該当しないこと ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	1	0円	300円	9,000円
	・第4段階の条件に該当しないこと ・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が80万円以下の方	2	430円	390円	24,600円
	・第4段階の条件に該当しないこと ・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が80万円超120万円以下の方	3-①	430円	650円	32,400円
	・第4段階の条件に該当しないこと ・申請者の前年の課税年金収入+合計所得が120万円を超える方	3-②	430円	1,360円	53,700円
・市民税課税者がいる世帯 ・別の世帯の配偶者が市民税課税者 ・申請者及び配偶者の預貯金等の合計額が上記を超える方		4	855円	2,309円	94,920円

※ 介護保険負担限度額認定証が必要になります。

④日常生活にかかるその他の費用

日用品・クラブ活動の材料費・クリーニング代・理美容代・医療費・その他嗜好にかかるもの

⑤電気代

テレビなど居室に持ち込み利用された場合、1日 100円徴収致します。(冷蔵庫の持ち込みはご遠慮ください。)

※この料金表に記載されている金額は隨時変動する可能性があるのであらかじめご了承ください。